

国立ワイカト大学

大学
スチューデントセーフ
保険プラン

ニュージーランドでの留学生のための医療旅行保険

この保険は Marsh 株式会社と NZI 保険会社で提携されたものです。

大学—スチューデントセーフ保険制度

留学生のための保険

留学生の保険加入は必須です。

ニュージーランドに於けるすべての留学生は、“留学生の生活保障に関する服務規程”に基づいて、留学期間中の医療旅行保険への加入を義務づけられています。

国立ワイカト大学はニュージーランドに於ける留学生が大学入学する際の適切な保険プランを設置したいくつかの国内大学機関の中のいち加盟大学です。

このグループ保険プランは世界一流の保険仲介業者、Marsh 社と 2008 年 11 月 3 日に IAG ニュージーランド会社のビジネス部門で 2008 年 11 月 3 日に AA ランク（大変高い）の評価を獲得した NZI との提携により運営されています。

国立ワイカト大学に入学するなどの留学生もこの保険に契約することができます。また被保険者のご家族もこの保険に契約することができますが、その場合条件が異なることもあります。

保険契約の手配

当大学に留学予定の者はすべて保険契約を提供され、保険申請用紙に記入の必要はありません。保険対象は留学生の留学コースに合わせて自動的に大学—スチューデントセーフ保険制度の基本契約に従って保険が設定されています。

年間在学の学生は年間保険料を払い、学期在学の学生は年間保険料の一部を支払います。保険料は当大学を通して払うことが可能であり、当大学は保険の販売、事務手続きの経費として、保険料の一部を受けることになります。

既存の病状は保険の対象外になります

既存の病状については自動的に保険の対象外になります。この保険プランに契約する前にすでに病状をお持ちの場合、一般的に被保険者どなたも除外対象となります。被保険者のご家族も除外対象となります。例えば、被保険者がニュージーランド滞在中に被保険者の親もしくは親族が亡くなり、帰国しなければならない場合、亡くなった方の死因が既存の病状によるものであれば、保険の補償対象となりません。

しかし、特定の状況下で保険の補償対象の手続きをとることが可能です。ニュージーランド全国内 0800-788-723、もしくは世界各国 64-9-356-1633（受信者払い）から電話による保険の補償対象の申請が可能で、その対象が既存の病状に対するものの場合、討議、双方の同意を得た後、可能な場合があります。

被保険者が大学構内のクリニックをご利用の場合、いくつかの既存の病状は除外対象から免除されます。

保険対象とみなされる通常の請求に対して直接支払いシステムをとっている大学構内の医療センターをご利用の場合、診察費用は直接保険会社側に請求されますので、被保険者ご自身で診察費用を受診時に支払う必要はありません。もし、下記の既存病状をお持ちの場合、大学構内のクリニックを利用されると一般診察と処方箋のみが保険の対象となります。

- 喘息
- 胃食道逆流症
- 湿疹：アトピー性皮膚炎
- 癩癧
- 高コレステロール
- *糖尿病 1 型 & 2 型
- 通風
- 花粉症
- 高血圧
- 甲状腺機能低下症

*糖尿病 1 型 — 先天性のもの

*糖尿病 2 型 — 後天性のもの

健康診断テストは除外 ——— 各保険契約年につき性感染症テスト 1 回は含む

保険対象の記録

当保険は基本契約に基づいたグループ保険プランですので、大学での入学登録がまた保険の補償を受けられることの証明にもなります。保険の契約補償内容は大学、保険会社、かつ Marsh 社によってコンピューター上に記録されます。

大学の学生証番号 (ID ナンバー) は、グループ保険プランでは、保険番号でもあります。個人で契約している保険証明書を当保険の契約適任対象の証明のために提出する必要はありません。

保険対象期間

当保険の補償期間は、ワイカト大学在学中の期間です。この補償の容認期間はニュージーランド渡航と帰国を含む、最大で 31 日間含まれます。保険契約期間内であれば、太平洋諸島地域へのホリデー旅行も最大 31 日まで対象となります。

しかし、31 日内の旅行でも、乗り継ぎは対象となりますが、休暇の延長もしくはニュージーランド出入国の途中での第 3 国への旅行・滞在は含まれません。太平洋諸島地域での途中滞在、旅行が生じた場合、当保険会社は本来の保険内容の拡張に同意する可能性もあります。そのためには、前もって旅行計画を Marsh 社に報告し、

保険内容変更の証明を得なければなりません。もしくは、スチューデントセイフ・海外プランのトップアッププランを契約する必要があります。

学位取得の学生（年間在学生の場合）

年間在学生の保険対象期間の始まりは授業または研修コース開始の31日前からです。当保険は学位取得の年まで提供されます。そのためには毎年保険料を支払わなければいけません。また、在学中の90日以上は帰国は認められません。この保険期間は保険開始日の一年後（特別延長契約のもとで滞在中の場合は異なる）、もしくは、帰国して母国に到着した日（保険契約期間内）に終了します。

もし中退した場合、Marsh社と保険会社にその旨を必ず報告しなければなりません。そして、別の保険を契約しなければなりません。

1年間コースの学生

一年間の学位/修了証課程コースに在学し、1年分の保険料を支払った場合、その年内に帰国しない限り、保険の補償期間はニュージーランド滞在中1年継続されます。この場合も、保険は母国に到着した日に終了します。

もし中退した場合、Marsh社と保険会社にその旨を必ず報告しなければなりません。そして、別の保険に契約しなければなりません。

博士課程の学生が学業過程を一時停止する場合

帰国の為、学業停止をする博士課程の留学生は保険を一時停止することができます。学業を再始するためにニュージーランドに戻ってきた時に保険も再始します。博士課程の学生が学業を停止し、ニュージーランドに滞在する場合は、保険は継続されます。

一時停止期間が保険契約期間を超えた場合、保険追加料を支払う必要があります。

学位取得学生（保険最終年延長の場合）

学業最終年に1年分の保険料を支払った学生は、契約内容が修正された保険が学業最終の終了日もしくは学業ビザの終了日（いずれか短い日数の方）から最大120日までニュージーランド滞在中延長できます。この場合、この延長が特別条件のもと適用されます。

短期在学学生

短期在学学生の保険は、最初の学業開始日の31日前からすぐに開始します。保険の終了はニュージーランドに滞在しているのなら学業修了後31日目に、あるいは、帰国して母国に到着した日（学業終了31日以内）になります。

学業停止と退学

学業終了前に退学する場合、大学にその旨を伝えなければいけません。学業を停止する場合、他の保険を手配しなければいけません（他の保険プランは、こちらのホームページをご覧ください）。

ニュージーランド渡航学生の為の特別渡航保険条件

休暇後再び大学に戻る学生、またはワイカト大学入学決定の新大学生はニュージーランドに於いて授業開始初日の最大31日前から保険対象期間となります。この31日間にニュージーランド以外での渡航における所持品の対象は制限されます。

渡航前に保険料を支払うことが望ましいですが、大学入学手続きの時点で保険は施行されます。これは留学生が受けられる特別待遇となっています。しかし、渡航に関する保険の請求が生じた場合、保険料をすぐに支払わなければいけません。

この渡航保険の対象とは：

- ・ 渡航のキャンセルが生じた場合、保険契約内容に応じて渡航費用を補償します。
- ・ 学生のニュージーランド行き/帰りの渡航間は保険契約範囲内で保護されます。

しかし、この31日許容期間外での渡航、もしくは他の保険会社に同じ請求をしている場合、このプランのもとでは、保険対象とならない場合があります。

請求における自己負担額

請求における自己負担は“項目2－携行品”に適用されます。

- ・ ノート型パソコンの紛失に対して\$500
- ・ 項目2で記載されていない請求に対して\$100
- ・ 請求金額から被保険者の自己負担額を差し引いた分が支払われます。

契約保険対象外

当契約は一般的対象外と項目ごとの対象外があります。対象外とは特定の事柄、行為、状況に対して保険の補償対象にならないことです。

一般的対象外は当契約のすべての項目に適用されます。一般的対象外の例として、当保険に契約する前にすでにある病気、既存の病状です。他にも特定の病状は対象になりません。

カリキュラムの一部でのアウトドア・アクティビティー、あるいは追加保険としてすでに契約して認定されている場合以外の特定のリスクの高いアクティビティーへの個人的参加は対象外となります。

項目の対象外は契約の特定の項目だけに適用します。例として、

項目 2 一人のいない公共の場や鍵がかかっていない車に所持品を置き忘れた場合。当契約上、携行品の保険の契約期間は、被保険者ご自身とその所持品に対して盗難や紛失を防ぐ為に、認識のある管理をする責任があります。

項目 3 一歯の通常管理治療。当契約は激しい痛みの原因を治す範囲の緊急歯科治療のみ保険の対象となります。事前に放置したために生じた歯の修復や治療は対象外となります。

項目 3 一避妊または避妊目的の診察および処方薬は対象外となります。

これらは契約内容のある一部の例にすぎません。詳しくは Marsh 社ヘルプデスクにお電話下さるか、こちらのホームページより契約内容をご覧下さい。当保険契約は、必要なサポートを提供しており、ぜひ契約内容をダウンロードされ、ご一読下さい。

保険契約内容は、法的な論拠になるものであり、このパンフレットはほんのガイドにすぎないことをご了承ください。

その他の重要事項

- 健康診断や体または歯の管理治療は自己負担となっています。移民局に提出する健康診断書、性感染症テスト（大学構内での性感染症テスト以外のもの）または中絶も対象外となります。
- 被保険者が大学に支払う保険料は、法令徴収と大学が当プランの運営にともなう事務費の一部充てられます。

担保内容

項目 2 - 携行品

対象金額料

1. 手荷物、所持品の紛失や損害による代替またはその時価	総計 20,000 ドルと個別品目につき 3,000 ドル
2. 渡航間に 8 時間以上荷物が紛失した場合の必須品の代替	紛失した時間の長さによって 1,500 ドルまで
3. 個人書類（パスポート、クレジットカード含む）の紛失または盗難	3,000 ドルまで
4. 金銭の紛失または盗難 詳細は契約内容を参照下さい	1,000 ドルまで 自己負担額をご確認下さい

項目 3 - 医療対象（既存の病状は対象外）

1. 妥当な医療費用（手術治療費、非手術治療費、病院費、手術室費、一般診察費、専門医費、薬剤費、救急車費、交通費、CAT と MRI スキャン費を含む）	NZ 国内で、一つの病状 に対する治療は 1,000,000 ドルまで。大学休暇間に母国に帰国した場合、医療補償は 20,000 ドルまで。母国または NZ 国外は制限なし
2. 退院後の介護費用	一日 125 ドルまで。NZ 国内であれば最大 2,500 ドル。NZ 国外は制限なし
3. 認可された他の医療医師による治療（整骨医、カイロプラクティック、ホメオパシー医（同毒療法医）、針療法師）	左記の医療医師一人につき 200 ドル。年に最大 500 ドル
4. NZ 国内での治療のための転院費	航空費と救急車費
5. ACC（NZ 国独自の事故補償制度）によって補償される金額以上の事故傷害のための治療費用	超過費用分
6. 性的な健康問題に関する医者または看護婦の一診察費	25 ドル
7. ストレスや悩みに対する医者、看護婦または大学構内のカウンセラーの診察費	500 ドルまで

8. 神経症に関する一般診察で照会され、精神科医または心理学者の診察を受ける場合	20,000 ドルまで
9. 最初のビザ申請時に胸部レントゲンを提出したあと、さらに移民局から胸部レントゲンを要求された場合	25 ドル—援助
10. NZ滞在中に視力の低下で眼鏡着用の必要性が生じた場合、また着用している眼鏡の度合変更のための眼鏡レンズあるいはコンタクトレンズ（使い捨てではないタイプ）の代替	診察に対して 50 ドル、最大 250 ドル。眼鏡の取替えに対して年に 250 ドル
11. 開始から 24 時間以内の突然の激しい痛み止めに対する緊急歯科治療。歯の管理や歯に着用するもの、歯の美容整形、根管歯科医療、歯科矯正は対象外	1,500 ドルまで
12. 病気の理由での本国送還後の海外治療継続費用 詳細は契約内容を参照下さい	20,000 ドルまで

項目 4 — その他の利点

1. 傷害や病気後に帰国する際に生じる渡航費用。神経症と診断後、学業継続不可能と診断された場合も含む。	妥当とみなされる発生した費用
2. 海外での傷害や病気に発生した妥当とみなされる追加宿泊費や渡航費用	発生した費用
3. 被保険者の 7 日以上入院あるいは生命に関わる傷害や病気のための緊急治療による付き添い（2 人まで）の妥当な渡航費や宿泊費。	妥当な渡航費用負担。宿泊費用 1,500 ドルまで
4. 死亡後の葬式、火葬、遺骸の移送費用	100,000 ドルまで発生した費用
5. 24 時間以上の入院に発生する費用の	NZ 国内であれば 1 日 100 ドル。

扶助金	最大 2,000 ドル。国外であれば 10,000 ドル
6. 事故による被保険者、実の父母の死亡への扶助金	25,000 ドル (16 歳以下は 5000 ドル)
7. 自然災害やアウトドアアクティビティでの遭難による捜査や救出手配 詳細は契約内容を参照下さい	10,000 ドルまで

項目 5 – 渡航時における予定外の出来事

1. 以下の理由によつておきる追加宿泊費または渡航費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の出来事によるキャンセル、延期または予定されていたトラベルサービスのスケジュール変更 ・ パスポートまたは旅行書類の紛失 ・ 検疫規制の不本意な違反 ・ 同行者の傷害や病気 ・ 運輸業者が列車、車、海運、空輸の事故に巻き込まれた場合 	妥当な費用
2. 学業中におきた 75 歳以下の親族の急死、あるいは生命に関わる傷害や病気による追加渡航費 (本国帰国)。この場合、既存の病状あるいは学業終了時は認められません。	妥当な費用
3. 予定されていた渡航スケジュールより 6 時間以上の遅延による追加移動、宿泊、飲食費用	3,000 ドルまで
4. 特別行事の為、渡航時にどうすることもできない状況におかれることにより、移動スケジュールの変更や追加移動費または他の発生した費用	10,000 ドルまで
5. レンタカーでの事故によるレンタカーの自己負担費	2,000 ドルまで

6. 渡航時ハイジャックによる留置に対しての扶助金	1日500ドル。最大10,000ドル
7. 誤認逮捕や政府による誤認留置後にと もなう法的費用 <i>詳細は契約内容を参照下さい</i>	10,000ドルまで

項目6－手付金の支払い後の損失

1. 渡航キャンセルまたは以下による未渡航 <ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以下の親族または渡航同行人の死亡、病気あるいは傷害に ・ 追加試験の要請 ・ 認可教育機関の支払い不能、閉鎖、撤回 	50,000ドルまで
2. 以下の理由による教育費の返金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害や病気のため、学業を修了することができない場合 ・ 親族の死亡、傷害または病気、かつ保険会社同意のもと ・ 大学教授らの死亡（代替がない場合） <i>詳細は契約内容を参照下さい</i>	50,000ドルまで

項目7－損害賠償責任

死亡、傷害、病気、紛失または他人の所有物の損害に関連する損害賠償責任（関連した法的使用、または妥当な発生した金額） <i>詳細は契約内容を参照下さい</i>	2,500,000ドルまで
---	---------------

放棄証明書：この書類は当保険内容の概略です。保険対象に対する詳細は保険契約内容書類を参照、ご覧下さい。また大学ホームページ上でもご覧いただけます。

重要なお知らせ

旅行の際は必ずこのパンフレットを持参して下さい。

ニュージーランド渡航前もしくは渡航時、またはワイカト大学入学手続き時に大学保険契約番号“10-UNIWAIKA-TRA”のもと、契約成立を示すためこのパンフレットが発行されます。財布サイズの切り取り式カードには重要な連絡先が記載されています。学生証番号は保険番号でもありますので、パンフレットの裏面に記入し保険契約の証明として大切に保管して下さい。このカードやパンフレットを失くしたり置き忘れても、心配する必要はありません。当保険会社が当プランの契約書類を保持し、ニュージーランド国外であってもワイカト大学と共に被保険者の補償に対してすみやかに立証します。

旅行中、世界中どこでも緊急サポートが受けられます。

ニュージーランド国外での旅行あるいは乗り継ぎ時に緊急事態が発生した場合、世界中どこからでも必要なときは電話（64-9-356-1633 受信者払い）でのアドバイスが受けられます。

旅行中にさほど重大でない紛失や出来事が生じた場合、記録やレシートを保持し、ニュージーランドに到着後、大学で保険契約手続きを行う時に申請して下さい。

ニュージーランドでの保険申請

ニュージーランド国内でのすべての保険申請は保険会社によって迅速に取り扱われます。Marsh社は保険申請の取り扱いの高基準を維持する責任があります。請求が特に複雑な場合は、Marsh社は様々な専門知識を駆使し、被保険者にとって公平な結果が得られるように全力を尽くします。

保険請求が必要な場合、当社のホームページから請求書をダウンロードし、記入して下さい。時事に生じたレシートや援護書類と共に下記の住所までお送り下さい。

NZI Auckland Broker Claims
Private Bag 92075
Auckland Mail Centre

請求書上に記入した加入者の銀行詳細を確認した上で、保険会社は直接被保険者の銀行口座に補償金額を振り込みます。

大学構内医療センター連絡先

Student Health Services
Student Services Building
University of Waikato
Gate 1, Knighton Road
Hamilton
Ph (07) 838-4037

医療入院や手術処置の事前承認

請求金額が直接病院に支払われるよう保険会社に申請することができます（課される金額が相当な金額である場合）。この方法で手続きを進行するためにはできるだけ入院や手術が行われる前に事前承認の手続きを行うようお願いします。事前承認手続き書類は当ホームページからご利用できます。ご質問等は 0800-227-6537 までお電話下さい。

保険申請のお問い合わせ先（フリーダイヤル）

ニュージーランド国内での営業時間内であれば 0800-227-6537
電話がつながった後、オプションで3を押す
営業時間外 0800-788-723

当プランの下記に対する詳細はホームページ www.waikato.ac.nz/international をご覧下さい。

- ・基本保険契約詳細
- ・担保内容
- ・保険申請書
- ・保険申請をするための案内
- ・既存病状の補償を申請する方法
- ・重要携行品を特別に補償するための申請書
- ・保険契約キャンセルのための申請書
- ・学業の延長あるいは他国での旅行を延長する場合の保険カバー（ニュージーランドでの大学在学中、ニュージーランドの出入国の渡航間—大学ースチューデントセーフ保険オフショア
- ・ニュージーランドでの滞在延長に対する補償
- ・リスクの高いアクティビティーに対する補償（申請要）
- ・家族や渡航同行人に対する補償
- ・保険加盟の確認

・学生の車の保険（当プランでは NZI 会社とは保険契約されません）
保険申請以外のお問い合わせは **Marsh** 社学生ヘルプデスク **0800-909-808** まで。

（*細目や法的な規定はオリジナルの英文に基づきます。当日本語訳は便宜的なもので法的根拠はありません。）